

新環境社会配慮ガイドライン（素案）【2009年4月13日版】へのコメント

2009年5月7日
FoE Japan 清水規子

以下の通り、新環境社会配慮ガイドライン（素案）【2009年4月13日版】に関する質問及びコメント（第24回委員会で議論された論点以降）を提出致します。

該当箇所	素案	質問及びコメント
3.1.2.4 プロジェクト形成	事業段階より上位の調査を含む場合には、スコーピングや代替案の検討の際に、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、相手国等がステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行い、環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する。戦略的環境アセスメントの考え方を反映させる。	一つの協力準備調査の中で、事業段階より上位の調査から事業のフィージビリティ・スタディーに移る場合（以前の M/P + F/S）、上位の調査段階での情報公開も必要である。具体的には、スコーピング時及び優先事業に関する勧告が出されたタイミングでの情報公開が重要である。
3.2.1.（1）有償資金協力、環境レビュー、カテゴリ A プロジェクト 2（無償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクトについても同様）	JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境アセスメント報告書は、合意文書締結の 120 日以前に公開する。	素案では、提出された環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況はウェブサイトに掲載することになっているが、公開文書は、EIA と環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画に限られている。これら以外の文書も入手次第公開するよう、「環境社会配慮に関する主要な文書の公開」を規定するべきである。中間報告書（P.27）にも、「環境社会配慮確認のため相手国政府等から入手した文書については…当該文書を公開する」とある。上記に挙げた以外に、考えられる重要な文書として、EIA の補遺版、

		<p>事故時の対応計画等が考えられる。</p> <p>現在の素案では、カテゴリ B において EIA 等環境社会配慮に関する主要な文書が作成された場合の公開規定がない。カテゴリ A プロジェクトの公開規定 (3.2.1.(1)2) の規定を、カテゴリ全体にかかるように構成してはどうか。</p>
3.2.1.(1) 有償資金協力、環境レビュー (無償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクトについても同様)		<p>環境社会配慮に関する主要な文書の翻訳版の公開については、中間報告書でも「入手したものを公開」あるいは「相手国政府の了解を前提に公開」としているが、素案では全く触れられていない。翻訳版の公開について、再度検討して頂きたい。万が一、(特にカテゴリ A 案件) 全案件についてのウェブサイトでの公開が難しい場合には、「要請に応じて公開」は確保すべきである。</p>
3.2.1(1)(2)(4) 有償資金協力、環境レビュー (無償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクトについても同様)	合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。	<p>新 JICA の環境レビューにおける説明責任の向上のため、環境レビュー結果の質・量の向上を図っていただきたい。中間報告書にも、環境レビュー結果の内容(得にカテゴリ A について)「(1)借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2)ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する新 JICA の評価、ステークホルダーからの情報・意見への対応…」について含むこととする、としている。</p>
3.2.2 詳細設計調査	<ol style="list-style-type: none"> JICA は、詳細設計の実施に先立ち、有償資金協力案件に係る環境レビューを実施する。 調査実施段階においては、3.2.3 のモニタリング及びモニタリング結果の確認に基づき環境社会配慮が行われる。 	<p>事務局より、同項目については、「3.2.3 モニタリング及びモニタリング結果の確認」に統合・整理したいとの提案があったが、その提案に賛同する。ただし、特に線形プロジェクトの詳細設計段階については線形の位置・幅等の確</p>

	3. JICA は、最終報告書をウェブサイトで公開する。	<p>定段階における住民協議が重要であるため、その旨規定すべきである。</p> <p>【修文案】</p> <p>「詳細設計段階において最終的な住民移転の規模・範囲が決定するプロジェクトの場合には、詳細設計実施時の適切なタイミングにおいて、現地ステークホルダーとの協議が実施されることを、JICA は確認する」</p>
3.2.3 モニタリング及びモニタリング結果の確認 6 (無償資金協力プロジェクト、技術協力プロジェクトについても同様)	<p>6. <u>プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い 3.2.1 に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。</u></p> <p>7. <u>JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。</u></p>	<p>相手国等によるモニタリング結果の公開に関しては、中間報告書でも「新 JICA は入手後速やかに公開するものとする」としている通り、公開を前提とするべきである。環境社会配慮上の情報について、非公開を前提としなければならぬ情報は個人情報等、特定の場合を除き想定されないと考える。</p> <p>住民移転計画等、環境レビュー後にアップデートあるいは最終化される可能性が高い文書の場合、また特定の環境社会配慮上の問題に関する調査が環境レビュー後に実施される場合が存在することに鑑み、モニタリング段階での主要な環境社会配慮上の文書についても JICA による調査・入手次第の公開を規定すべきである。</p>

別紙1 非自発的住民移転 2.	補償は可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。	「可能な限り」が、「事前」にまでかかってしまっている。補償は原則事前に行われるべきである。中間報告書においても、「補償は原則として、事前の適切な時期に支払われること」とされている。 【修正案】 補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。
別紙1 モニタリング 3	3. モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表されていることが望ましい。	上記の「モニタリング結果の確認」における議論次第で、左記項目も変更の必要がある。
別紙3 スクリーニング様式 項目3.	項目3 . プロジェクトは、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか？既に実施しているものの場合、既に行われているプロジェクトは現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか？	新規に開始するものであっても、現地住民より苦情が寄せられる場合もあるため、新規プロジェクトも含めた方が良いのではないか。